

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
コンテナトレーラレンタル	作 成	令和7年 5月14日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	第8 後方支援連隊本部 第3科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、コンテナトレーラレンタルについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

陸上自衛隊第8師団が実施する物資の陸上輸送において使用するコンテナトレーラ1台を借用する。

2.2 コンテナトレーラの借用時期等

借用時期 : 令和7年6月9日(月)～令和7年12月1日(月)

借用場所 : 陸上自衛隊北熊本駐屯地

燃料補給 : 官側が実施

2.3 コンテナトレーラの性能

- a) 10ftコンテナ及び20ftコンテナが積載可能なコンテナトレーラとする。
- b) エアサス仕様とする。
- c) 自家用自動車有償貸渡業に基づく認可を受け陸運局に登録済みの「わ」または「れ」ナンバーを取得した車両とする。
- d) タイヤバースト防止のため、製造5年以内のタイヤを装着させるものとする。
- e) 付属品(車両工具、タイヤチェーン等)を積載するものとする。
- f) ETC車載機を搭載するものとする。

2.4 故障等への対応

- a) コンテナトレーラが故障等した場合や事故を起こした場合における処置は契約相手側が実施する。
- b) 故障等不具合発生時は、代車を速やかに納入すること。費用負担については不具合発生原因に基づき協議する。

3 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、知り得た情報の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同等とする。

4.2 連絡態勢

契約相手方は営業時間の内外を問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

4.3 事前の書類確認

応札を希望する企業は、入札日の5日前までにコンテナトレーラの車検証を提出する。応札を希望する企業から車検証が提出された後、自衛隊が要求しているコンテナトレーラと合致しているかを確認する。